最終更新日：2016年6月30日

株式会社 コメ兵
代表取締役社長 石原　卓児
問合せ先：取締役IR戦略室長　鳥田　一利
証券コード：2780
http//www.komehyo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主はもちろんのこと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等大きな影響や利害関係を持つ方々の利益を尊重した経営に徹するべく、経営の効率性、業績の向上及びコンプライアンスの重視を主体としたコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4．株主総会における権利行使】
現在、当社の株主構成における海外投資家の比率は相対的に低いと考えております。議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットホームの利用等）や招集通知等の英訳等については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望や各種手続き・費用等を勘案しつつ、外国人株主比率等の推移を踏まえ、検討してまいります。

【補充原則4－10－1．独立社外取締役の適切な関与・助言】
当社では、独立社外取締役を3名選任しております。取締役会の過半数には達成しておりませんが、各独立社外取締役とも自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－3．資本政策の基本的な方針】
当社の資本政策については、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指すため、適切な内部留保の確保による財務基盤の充実、健全性の強化を図り、収益やキャッシュフローの状況に応じて株主に対する適切な配当を実施していくことを基本的な方針としております。
新株発行を伴う資金調達（エクイティファイナンス）については、株主資本の充実による会社の発展や体質強化、資金調達による中期的な利益の拡大が見込まれるなど、その必要性や合理性、また既存株主の利益を不当に毀損することがないかどうか等を取締役会において慎重に審議、検討するとともに、その内容について適切に開示、説明を行うこととしております。

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
政策保有株式については、取引の維持・強化・連携により、事業の拡大、発展のために企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の関係などを総合的に勘案し、保有するものとし、毎年、取締役会にて確認、検討を行うことを基本方針としております。
政策保有株式に係る議決権の行使については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行うこととしております。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引については、取締役会での審議・決議を要することとしております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）企業理念、経営理念、中期経営計画等を当社ウェブサイトに掲載しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
（3）経営陣幹部の報酬につきましては、当社が定めた人事制度の各種規定に基づき、職能考課による固定報酬の他、会社の業績や個々のモチベーション等を考慮した業績考課による賞与を支給することとしております。取締役の報酬につきましては、社員の給与体型、給与水準に基づき算出される固定報酬の他、インセンティブとして、営業利益、当期純利益など業績の達成状況や中期経営計画等を総合的に勘案し、一定の基準に基づき取締役会が適正であると判断した場合、株主総会にて役員賞与議案を上程する形式をとっております。
また、長期インセンティブとして「役員持株会」への加入の奨励、制度上の拠出額の拡充を行うことで、株主とのリスク、利益の共有を図り、会社の中長期的な成長による企業価値の向上を目指してまいります。
（4）経営陣幹部の選任、取締役候補の指名については、これまでの当社業績、企業価値向上への貢献度、キャリア、能力、資質、チームワークで経営にあたることのできる人柄等を総合的に判断し、取締役会にて審議、決定をしております。
（5）新任取締役候補者、社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3－2－1．外部会計監査人の評価】
当社は、監査等委員会設置会社であります。
（1）当社が策定した「会計監査人の評価シート」に基づき、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、監査報酬、監査等委員会や経営者とのコミュニケーション状況などについて、監査等委員会にて外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を適じ、評価を行っております。
（2）外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である監査法人東海会計社は、独立性・専門性共に問題はないものと認識しております。

【補充原則4－1－1．経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。取締役会においては、経営方針、中期経営計画、年度予算、店舗出店、資本政策、決算、役員・幹部社員等の重要人事など、経営上重要な事項についての審議、決定を行っております。各役員、幹部社員については、各自部門のマネジメントを委ねておりますが、金額等の重要性判断基準を設け、適切に業務の運営を行うこととしております。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社の社外取締役は、取締役全体の3分の1以上の3名在籍しており、当該社外取締役全員を独立役員として登録しております。各社外取締役は、取締役会における積極的な意見交換を通じ、取締役及び経営の監視・監督を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を果たしております。加えて、監査等委員として法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、経営の監視及び監督は機能しているものと考えております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立性判断基準を以下のとおり定めております。

当社において、独立性を有する社外取締役とは、以下のいずれの判断基準にも該当しない者をいう。
（1） 現在または最近10年間において、当社および当社関連会社の業務執行者（注1）であった者
（2） 当社を主要な取引先とする者（注2）または、当社の主要な取引先である者（注3）で、いずれも最近5年間においてその業務執行者であった者
（3） 最近3年間において、当社から役員報酬以外に多額の金銭（注4）その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう）
（4） 最近5年間において、当社の議決権の5%以上を保有する大株主、またはそれが法人等である場合の業務執行者である者
（5） 最近5年間において、当社またはその関連会社の監査法人に所属していた者
（6） 最近3年間において、当社から多額の寄付（注5）を受けている者、またはそれが法人等である場合は、当該法人等の業務執行者である者

（7） 当社または関連会社から役員を受け入れている会社の業務執行者である者
（8） 上記1～7に該当する者の配偶者または2親等以内の親族

（注1） 業務執行者とは業務執行取締役、執行役員、部長以上の上級管理職にある使用人をいう
（注2） 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度及びそれに先行する3事業年度における売上高の2%以上の支払を当社から受けた者（主に仕入先）をいう
（注3） 当社の主要な取引先である者とは、直近事業年度及びそれに先行する3事業年度における売上高の2%以上の支払を当社に行った者（主に売上先）をいう
（注4） 多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体については当団体売上高の2%以上の額をいう
（注5） 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付をいう

【補充原則4－11－1. 取締役の構成などに関する考え方】
当社は、「取締役会の構成」、「取締役の資格及び指名手続き」について、次のとおり定めております。

「取締役会の構成」
1. 当社の取締役会の員数は、取締役（監査等委員であるものを除く）10名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする。
2. 上記のうち、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役は2名以上とする。

「取締役の資格及び指名手続き」
1. 当社の取締役は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有しているものでなければならない。
2. 当社の取締役候補者決定に際しては、性別、年齢にかかわらず、当社業績、企業価値向上への貢献度、キャリア、能力、資質などを考慮した各取締役からの推薦を基に、取締役会で審議、決定する。
3. 当社の社外取締役候補者については、性別、年齢にかかわらず、当社のビジネスモデル、経営理念に対する深い理解、共感があり、財務・会計、経営、コンプライアンス等各種の分野で高い知識、豊富な経験を有した人材を選任することとし、多様性等のバランスに配慮することとする。

【補充原則4－11－2. 取締役の兼任状況】
当社は、社外取締役を除く取締役が他の会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めております。加えて、関連当事者間取引の有無・兼任状況を確認するアンケートを実施しており、全取締役の兼任状況について管理する体制を構築しております。
その結果は毎年定時株主総会の事業報告書において開示を行っております。
業務執行取締役全員は、当社グループ以外の上場会社の社外役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。
監査等委員である社外取締役全員は他社の役員は兼任しておりません。それにより、常勤監査等委員は、監査の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4－11－3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】
当社の取締役会は、「取締役会の構成」、「議題の選定」、「取締役会の運営方法」、「取締役会の体制」、「攻め・守りのガバナンス」等について役員全員にアンケートを実施し、評価、分析を行い、内容について議論を行いました。
評価、分析のポイントは次のとおりであります。
1. アンケート項目毎の点数は、いずれも平均を上回っており、全体的に、取締役会は適正に機能していると言える。
2. 特に「取締役会の構成」については、取締役会の人数、社外取締役の兼任状況の管理等についての評価は高い。
3. 一方で、「取締役に対するトレーニングの機会」については、平均点以下であり、経営やガバナンスレベル向上のため、個々のトレーニングの機会とは別に集合研修の機会を設けるなど、工夫が必要と思われる。
4. また、「取締役会の運営」については、いろいろと意見が集まっており、限られた時間の中でより充実した審議、判断ができる工夫が必要となる。

【補充原則4－14－2. 取締役・監査役トレーニング】
当社の監査等委員を含む取締役は、その役割や責務を果たすため、当社の営業状況、財務状態、コーポレートガバナンス、コンプライアンス等の経営全般について、常に能動的に情報収集に努めなければならないとしております。
その上で、新任者をはじめとする取締役に対して、重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、必要となるトレーニングの機会を以下のとおり提供することとしております。

「全取締役に対してのトレーニング」
・会社法、コーポレートガバナンス等に関する講演、セミナーに基づく社内勉強会の実施
・月次、四半期決算毎の会社業績や現状の取り組み、重要課題等について、担当部門からの説明を基に共通認識、情報の更新を行う

「社内取締役に対してのトレーニング」
・就任時、役員としての心構え、会社法・コーポレートガバナンスについてなどの外部の新任取締役セミナーへの参加
・インサイダー取引防止等全社員向けコンプライアンス勉強会への参加
・各自所属する団体のセミナーや勉強会への参加

「社外取締役に対してのトレーニング」
・就任時、当社の事業内容、組織・運営体制、経営戦略、中期経営計画等に関する説明
・主力店舗、事務所等の見学
・各自所属する団体のセミナーや勉強会への参加

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、以下の「IRポリシー」に基づき、株主や投資家の皆様に積極的にIR活動をしていくこととしております。

「IRポリシー」は、当社のウェブサイトに以下のとおり掲載しております。

基本方針
・当社は、IR活動を通じ、株主・投資家・証券アナリストなど市場の皆様へ、企業価値向上に必要な情報を適時・適切に開示いたします。また、「正確性」・「公平性」・「継続性」をもって積極的にIR活動を実践していくことで、皆様からの信頼と適切な評価を得られるよう努めてまいります。

情報開示の基準
・当社は、金融証券取引法の法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い情報開示を行います。その他の情報についても、投資判断に影響を与える重要情報や当社に対する理解の促進に資すると考えられるものに関しては当社ウェブサイトへの掲載などを通じて公平な情報開示に努めます。

情報開示の手段
・適時開示規則に該当する情報については、東京証券取引所のTDnetを通じて開示し、当社ウェブサイト上にも速やかに掲載いたします。

IRの体制、取り組み状況については、当社では、IR担当取締役を選任すると共に、IR戦略室がIRを担当しております。株主や投資家に対しては、決算説明会を年2回開催するとともに、逐次、ニーズに対応した店舗見学会、スモールミーティング、個別面談等を実施しております。また、株主・投資家に対し当社ウェブサイトにおいて決算説明会資料を開示するなど、公平なディスクロージャーに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石原　卓児	893,900	7.94
株式会社I－BELIEVE	880,000	7.81
石原　司郎	564,200	5.01

株式会社YSS	500,000	4.44
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	428,600	3.80
島澤　正子	397,100	3.52
株式会社KI	350,000	3.10
島澤　忠史	329,400	2.92
石原　佳代子	328,300	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	324,400	2.88

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小崎　誠	他の会社の出身者					△						
村松　豊久	弁護士											
鹿野　紗織	他の会社の出身者											
皆見　幸	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小崎　誠	○	○	平成15年まで当社取引先金融機関である株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）の業務執行者として勤務しておりました。	長年にわたる金融機関での経験や知見を有しており、客観的立場から経営全般の監視をお願いするため、社外取締役に選任しております。当社取引先金融機関の出身者ですが、既に同行を離れ10年以上が経過しており出身会社の意向に影響される立場にありません。総資産に占める同行や金融機関からの借入金比率が高くないことから、事業活動や経営判断において金融機関からの制約を受けることはないものと認識しております。また、当社株式を10%以上保有する主要株主にも該当しておりません。以上のことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
村松　豊久	○	○	――	弁護士として培われた専門的な知識・経験に基づき、客観的立場から的確な指示・助言を受け、それらを適切かつ迅速な意思決定に反映させるため、社外取締役に選任しております。また、当社と村松氏との間には特別な利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を独立役員として指定しております。
鹿野　紗織		○	――	女性活躍に係る事業を手がける企業の経営者であるとともに、ITや広報・IRに関する経験や高い見識を有しているため、経営全般の監視をお願いするとともに、客観的な立場でのアドバイスを期待し、社外取締役に選任しております。また、当社と鹿野氏との間には特別な利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を独立役員として指定しております。
				公認会計士、税理士として企業会計及び税務に精通し、監査法人での経験から企業経営を監査、監督する十分な見識並びに経験を有していることから、社外取締役に選任しておりま

皆見　幸	○	○	――	す。また、当社と皆見氏との間には特別な利害関係はなく、独立的立場にあり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、同氏を独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、監査等委員は内部統制室等と連携し、効率的な監査を実施しております。なお、監査等委員がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人5名（内部統制室に所属）が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図ることとしております。なお、内部統制室については、管理本部が客観的な評価に基づいた内部監査を実施することとしております。
会計監査人及び内部監査人は、その監査結果について代表取締役社長以外に、常勤監査等委員に対しても報告を行うこととしております。また、その都度、常勤監査等委員と情報交換を行い相互連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立社外取締役の独立性に関する基準または方針を定めており、その選任に際しては、独立性判断基準に鑑み、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。
以上のことから、4名の社外取締役全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬につきましては、社員の給与体系、給与水準に基づき算出される固定報酬の他、インセンティブとして営業利益、当期純利益など業績の達成状況や中期経営計画等を総合的に勘案し、一定の基準に基づき取締役会が適正であると判断した場合、株主総会にて役員賞与議案を上程する形式をとっております。
また、長期インセンティブとして「役員持株会」への加入の奨励、制度上の拠出額の拡充を行うことで、株主とのリスクの共有を図り、会社の中長期的な成長による企業価値の向上を目指してまいります。
現金、株式等の報酬割合につきましては、役員賞与は報酬総額の8%～20%程度であり、業務執行取締役が全員加入している役員持株会へは固定報酬から自発的に拠出する形となっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、社員の給与体系、給与水準に基づき算出される固定報酬の他、インセンティブとして営業利益、当期純利益など業績の達成状況や中期経営計画等を総合的に勘案し、一定の基準に基づき取締役会が適正であると判断した場合、株主総会にて役員賞与議案を上程する形式をとっております。
また、長期インセンティブとして「役員持株会」への加入の奨励、制度上の拠出額の拡充を行うことで、株主とのリスクの共有を図り、会社の中長期的な成長による企業価値の向上を目指してまいります。
現金、株式等の報酬割合につきましては、役員賞与は報酬総額の8%～20%程度であり、業務執行取締役が全員加入している役員持株会へは固定報酬から自発的に拠出する形となっております。

【社外取締役のサポート体制】

現在、社外取締役の職務を補助すべき専任の使用人を配置しておりませんが、社外取締役は内部統制室等と連携し、効率的な監査を実施しております。
なお、社外取締役がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、平成27年6月24日に監査等委員会設置会社へ移行しております。これにより、監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値向上を図るとともに、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指し、監査等委員以外の取締役6名、監査等委員である取締役3名を選任しております。

「業務執行に関する事項」
当社は原則として取締役会を毎月1回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、急速な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、適時に取締役会及び社内プロジェクトを開催することによって、意思決定の迅速化を図っております。

「監査等委員会の機能強化に係る取組み状況」
監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名（現役の弁護士及び現役の公認会計士）で構成され、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行うこととしております。常勤監査等委員は、取締役会及び社内の重要会議等への出席、内部統制室との連携による社内情報の収集等を通して、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。また、常勤監査等委員は、取締役とともに会計監査人より会計監査の結果・内容についてレビューを受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。

「取締役の選任、報酬決定等に関する事項」
代表取締役の選任及び株主総会での取締役選任議案の決定は、取締役会にて、人格、識見、能力等を総合的に勘案し、行っております。取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定され、各取締役の報酬等は当該株主総会での決定金額の範囲内において、各取締役の経歴・実績等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

「会計監査に関する事項」
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、梛橋泰夫及び牧原徳充であり、監査法人東海会計社に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他1名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化を図り、より透明性の高い経営を目指します。また、コーポレートガバナンス体制の強化により、更なる企業価値の向上を目指しております。監査等委員は3名全員が社外取締役であり、それぞれ独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行うことにより、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月29日に開催した株主総会においては、招集通知発送の法定期日は6月14日でありましたが、6月10日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、決算発表及び第2四半期決算発表後にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、その他適時開示資料に加え、当社の決算概要及び今後の計画をまとめた資料をホームページ上に掲載し、IR情報の充実に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR戦略室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コメ兵行動基準〈コンプライアンス10 原則〉」の基本理念として、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「モノの社会的循環」における中継点の役割を果たしており、このビジネスを浸透・拡大させていくことが、環境への負荷を軽減し、社会貢献に繋がると考えております。また、環境省が呼びかけている「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」への参加、日本リユース業協会を通じての富士山清掃活動等の環境への配慮、自社では販売できない衣類やお客様からお引取りした廃棄衣類のリサイクル、障がい者スポーツ支援、袋詰めイベント売上金の公益法人への寄附にも取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コメ兵行動基準〈コンプライアンス10 原則〉」において、企業情報の適時開示について規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・監査等委員会は、社外常勤監査等委員１名、社外非常勤監査等委員２名（現役の弁護士及び現役の公認会計士）で構成され、取締役の業務執行について客観的な立場での監督と厳正な監視を行う。常勤監査等委員は、取締役会に限らず社内の重要な会議・プロジェクトに出席し、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査・監督する。
・コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、「コンプライアンス基本規程」を定める。管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス事務局（内部統制室内）を設置するとともに、各部門にコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス教育の徹底及びコンプライアンス体制の整備・維持を図る体制とする。
・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内報告体制として、コンプライアンス事務局を窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を整備・運用する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・法令及び社内規程に基づき、取締役会の職務の執行に係る文書等について保存・管理を行う。また、監査等委員が求めたときは、取締役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社を取り巻く業務執行上のリスクに対する基本方針として、「リスクマネジメント方針」を定める。これに基づき経営の健全かつ持続的な成長を目指すとともに、リスクコントロールに努め、経営効率を高め、株主価値及び社会的信用の向上を図ることとする。
・リスクの的確な管理を目的として「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理推進に関わる課題及び対応策を協議する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置することとする。同委員会は管理本部長を委員長とし、内部統制室を事務局とする。委員会での決定事項等を、取締役会及び他のプロジェクト等へ上程、報告することによって、リスク管理策を社内へ徹底することとする。
・当社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とし、管理本部長及び各部門責任者をメンバーとする「対策本部」を直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行うことにより、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・原則として取締役会を毎月１回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行う。また、急速な経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、適時に取締役会及び社内プロジェクトを開催することによって、意思決定の迅速化を図る。
・業務執行におけるリスク管理及び内部統制の強化のため、重要な事項については毎月１回の開催を原則とする予算統制会議での多面的な検討を経て慎重に意思決定することとする。予算統制会議は、構成員を取締役、常勤監査等委員に加え、各部門責任者とすることにより、全社の意見・問題点等を網羅的に把握し、取締役会の意思決定機能をサポートする。
・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
・事業年度の初めに「経営計画書」を作成し、全社員に対して、経営方針、経営基本目標、中期経営計画及び事業計画、また、これら計画に基づく全社的な目標を明示・徹底する。各部門は、この目標達成に向け具体案を立案・実行する。設定した目標については、毎月１回開催する予算統制会議において、取締役、常勤監査等委員及び各部門責任者により、その達成状況を確認することとする。
・内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人４名（内部統制室に所属）が全部署を対象として計画的かつ網羅的に実施する。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、また、定期的に代表取締役社長に報告することにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図る。なお、内部統制室については、管理本部が客観的な評価に基づいた内部監査を実施する。

5.財務報告の適正性を確保するための体制
・当社は金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制室を設置し、財務報告に係る内部統制について整備及び運用する。

6.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
・子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督する。
・子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備、運用する。
・当社の内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備、運用状況について随時ヒアリングおよびモニタリングを実施する。
・当社の監査等委員は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するために内部監査室、会計監査人及び子会社の内部監査部門、及び監査役と情報交換を行い相互連携を図る。

7.監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・現在、監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人を配置していないが、監査等委員は内部統制室等と連携し、効率的な監査を実施する。なお、監査等委員がその職務を補助すべき専任の使用人の配置を求めた場合は、取締役会決議により、専任の使用人を配置することとする。

8.取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役社長は、取締役及び監査等委員が出席する取締役会にて経営計画の実施状況、月次の貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書及びその他の業務執行状況を報告するとともに、営業の状況についても、その都度報告する。
・内部監査人は、その監査結果について定期的に代表取締役社長に報告するとともに、常勤監査等委員に対しても報告を行う。また、その都度、常勤監査等委員と情報交換を行い相互連携を図る。
・常勤監査等委員は、監査方針及び監査計画案を監査等委員会に提出して承認を得る。各監査等委員は、この監査方針及び監査計画に基づき適切に監査を行っている旨、また、その監査結果について、監査等委員会にて報告及び検討を行う。
・当社及び子会社の取締役及び社員は、当社または子会社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社または子会社の監査等委員または監査役に報告するものとする。
・内部通報制度を含む監査等委員または監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、従業員に周知徹底する。
・常勤監査等委員は各種会議議事録、主要な契約書、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
・常勤監査等委員は、必要の都度、取締役とともに会計監査人より会計監査の内容について監査参考意見の報告を受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図る。
・当社の監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、当社は監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、「コメ兵行動基準（コンプライアンス10 原則）」を定めております。この10 原則の1つとして、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨む」ことを規定しております。
(2) 反社会的勢力排除に向けた取り組みの整備状況
・暴力団、総会屋等を含む反社会的勢力の不当要求に対して、確固たる信念を持ち、毅然とした態度と冷静な対応を心掛けるよう、役員及び従業員に周知、徹底しております。
・正確な事務処理やトラブルへの速やかな対応に努め、機関誌等の購入の強要等をはじめとする反社会的勢力の介入防止を心掛けております。
・不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、ためらうことなく上司や内部統制室へ報告を行い、顧問弁護士の活用や警察との連携等、組織的な対応を行うよう、役員及び従業員に周知、徹底しております。
・新規取引先と取引を開始する際、及び、必要の都度、当該取引先が暴力団及びその関係者、並びにその他反社会的勢力等に該当していないかについて可能な限り調査を行っております。また、取引先との契約書に「暴力団排除条項」を盛り込み、取引先が暴力団及びその関係者、並びにその他反社会的勢力等に該当したときは、直ちに本契約を解除できるよう規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

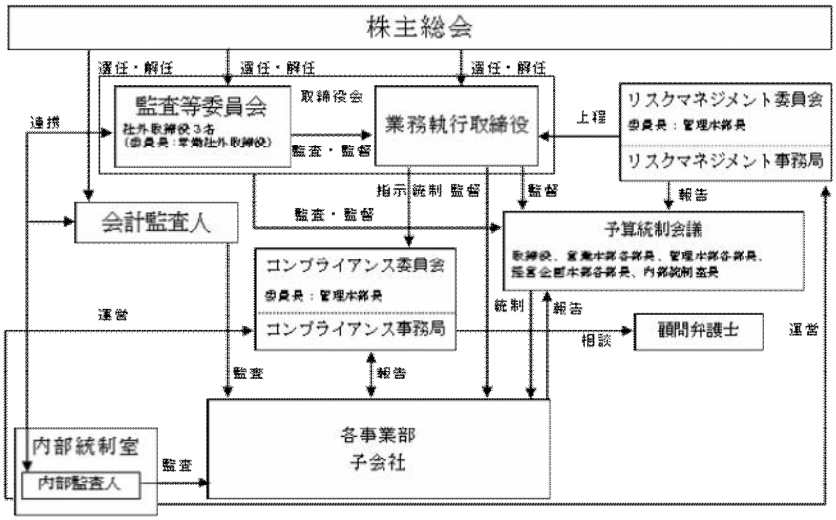
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

(1) 会社の支配に関する基本方針
当社は、創業以来培ってきた中古品ビジネスのノウハウを活かし、高度な専門知識を持った多数のバイヤーによる「買取力」、価値ある中古品を中心に新品をミックスした「商品力」、接客付加サービス及びディスプレイ等の工夫による「販売力」の向上に努め、「品物を売りたい」という買取面のニーズと「この商品が欲しい」という販売面のウォンツを結ぶ“リレーユース”の中継点として、常にお客様の豊かな暮らしづくりを応援することにより、安定的に成長してまいりました。
当社は、今後においても、価値ある中古品の安定供給と適正な価格設定、店舗ロイヤリティの向上等によりコメ兵ブランドの浸透を図り、より多くのお客様に満足と感動を提供することによって、安定的な成長と企業価値の向上を目指す所存であります。このためには、中古品ビジネスに対する高い専門知識を持ち、当社の独自性を十分理解した者が、中長期的な視点によって経営を行っていくことが必要と考えております。
(2) 不適切な支配を防止するための取り組み
現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行うものに対して、これを防止するための具体的な取り組み(買収防衛策)を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、社外の専門家を含む「対策本部」を結成し、当該取得者の取得目的、提案内容等を、前記の基本方針及び株主共同の利益等に照らして慎重に判断し、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し実行する所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



【適時開示体制の概要】

